

会員各位

令和7年4月1日  
西尾労働基準協会

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。  
日頃は、当協会の事業運営に格別のご支援ご協力を賜り、  
厚くお礼申し上げます。標題につきご連絡致します。

外部リンク [URL 西尾労働基準協会 \(nishio-rouki.com\)](https://www.nishio-rouki.com)

4月1日(火)掲載



## 「お知らせ」

- ◇ 【事前報告】2025年4月24日開催 総会資料  
第一号議案 2024報告と2025計画
- ◇ 【講習3ヶ月前案内】6月26, 27日 特定化学物質・四アルキル鉛等  
作業主任者 満席 次回は7月17, 18日 残席20

## 「会報」

- R6監督指導白書
- ◇ 社内コンプライアンス対応状況を今一度確認ください  
今後 新しい化学物質管理も対象となります
- ◇ 雇用環境均等部より  
動画チラシ 改正育児・介護休業法 次世代育成支援対策推進法
- ◇ 賃金課より 委託状況届提出依頼ちらし
- ◇ 県下協会共同開催 講習会開催予定
- ◇ 監督署の窓 労災保険にかかる腰痛（災害性）の取り扱いについて
- ◇ 監督署人事異動2025
- ◇ 災害統計 2025年度 単月 県と西尾市

昨年2024年度 年間 ☆西尾

## 「講習・セミナー」

西尾労働基準協会ホームページでご確認願います

# 令和6年 監督指導白書

## 岡崎労働基準監督署 西尾支署

当署が令和6年中に管内事業場に対して行った監督指導結果の概要をお知らせします。会員各位におかれましては、この結果を参考にされ、適正な労務管理、安全衛生管理等を行っていただきますようお願いいたします。

### ◇◆定期監督等実施状況◆◇ [表1参照]

令和6年中に当署の労働基準監督官が事業場を臨検する等により監督指導を行った事業場は200件ありました。このうち労働基準法、労働安全衛生法等の労働基準関係法令に違反が認められ是正勧告書等を交付した事業場は133件で、違反率は66.5%でした。前年の違反率52.5%に比べ14.0%増加しました。

労働安全衛生法違反が認められ、労働災害発生の急迫した危険があるため、対象物件の使用停止命令、補修・取替え・設置等の変更命令、当該危険箇所への立入禁止命令、当該作業の停止命令などの行政処分を行ったものは3件ありました。

### ◎業種別違反率（10件以上監督指導を行ったもの）

違反率を主な業種別にみると、商業が77.8%と最も高く、次いで保健衛生業が75.0%、建設業が73.5%の順となっています。

### ◎違反内容

違反内容をみると、労働基準法関係においては、労働条件の明示に関するものが36件(18.0%(監督指導を行った事業場のうち当該違反があった割合、以下同じ)、労働時間に関するものが33件(16.5%)、割増賃金に関するもの及び就業規則の作成等に関するものがそれぞれ30件(15.0%)でした。

労働安全衛生法関連においては、健康診断の結果についての医師等からの意見聴取に関するものが35件(17.5%)、機械設備等の安全基準に関するものが27件(13.5%)、定期自主検査に関するものがそれぞれ17件(8.5%)でした。

### ◎業種別違反内容

違反内容を業種別にみると、製造業では、健康診断の結果についての医師等からの意見聴取に関するものが20件(21.3%)、就業規則に関するものが16件(17.0%)、割増賃金に関するものが15件(16.0%)でした。

建設業では、機械設備等の安全基準に関するものが12件(35.3%)、年次有給休暇に関するもの及び注

文者に関するものがそれぞれ4件(11.8%)でした。

運輸交通業では、休憩に関するもの及び割増賃金に関するものがそれぞれ2件(25.0%)、労働条件の明示に関するもの、労働時間に関するもの、就業規則に関するもの及び健康診断の結果についての医師等からの意見聴取に関するものがそれぞれ1件(12.5%)でした。

商業では、労働時間に関するものが7件(38.9%)、労働条件の明示に関するものが6件(33.3%)、賃金台帳に関するものが5件(27.8%)でした。

保健衛生業では、労働条件の明示に関するものが5件(31.3%)、労働時間に関するもの及び健康診断の結果についての医師等からの意見聴取に関するものが4件(25.0%)でした。

接客娯楽業では、労働条件の明示に関するものが4件(40.0%)、休憩に関するもの及び年次有給休暇に関するものがそれぞれ3件(30.0%)でした。

### ◇◆申告処理状況◆◇ [表2、3参照]

労働者が権利救済、事業場の改善などを求める申告として当署で処理した件数は39件で、前年に比べ2件の増加となりました。

### ◎業種別申告処理件数

申告処理件数を業種別にみると、派遣業が14件、製造業が12件、商業が5件でした。

主な申告事件の内容としては、賃金不払(定期賃金不払のほか、休業手当不払、割増賃金不払を含む)が31件、解雇の予告が5件、労働条件の明示及び年次有給休暇の取得がそれぞれ4件でした。

表1 監督実施状況（令和6年）

	定期監督等 実施事業場数	同違反事業場数	同比率 %	使用停止等 処分事業場数
製造業	94	59	62.8	1
建設業	34	25	73.5	2
運輸交通業	8	3	37.5	
工業的業種	138	88	63.8	3
商業	18	14	77.8	
保健衛生業	16	12	75.0	
接客娯楽業	10	7	70.0	
その他の事業 (派遣業等)	9	5	55.6	
非工業的業種	62	45	72.6	
合計	200	133	66.5	3

※主要な業種のみを掲載しているため、各業種の合計は、「工業的業種」、「非工業的業種」及び「合計」と必ずしも一致しない。

表2 申告処理状況（令和6年）

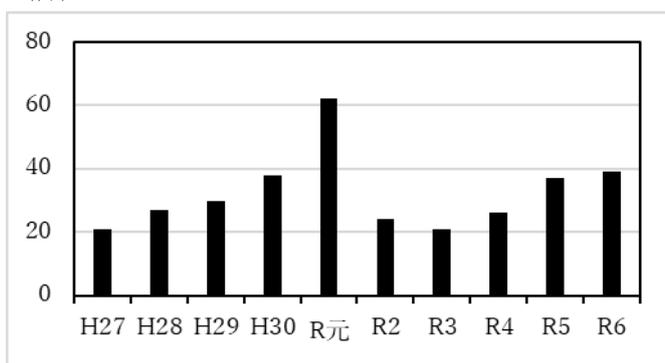
	申告処理件数	申告内容			
		賃金不払	解雇の予告	労働条件明示	年次有給休暇
製造業	12	12	2		
建設業	2	2			
運輸交通業	4	3		1	1
商業	5	3	1	2	1
保健・衛生業	0				
接客娯楽業	2	1			
清掃業	0				
派遣業	14	10	2	1	2
その他	0				
合計	39	31	5	4	4

※申告1件につき複数の申告内容を処理する場合があります、また、主要な申告内容のみを掲載しているため、「申告処理券数」欄と「申告内容」欄の合計は必ずしも一致しない。

表3 申告処理状況の推移

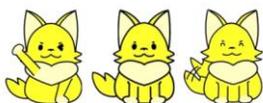
年	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6
件数	21	27	30	38	62	24	21	26	37	39

(件)



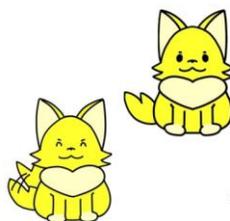
ご案内

改正育児・介護休業法  
次世代育成支援対策推進法  
のポイント  
～テーマ別動画内容のご案内～



愛知労働局 雇用環境・均等部 指導課

育児編



愛知労働局 雇用環境・均等部 指導課  
改正育児・介護休業法のポイント  
～令和7年4月1日施行 育児関係編～  
テーマ別動画①

改正育児・介護休業法  
次世代育成支援対策推進法

動画で  
解説します！

1回10分！  
テーマ別！

介護編



改正育児・介護休業法のポイント  
～令和7年4月1日施行 介護関係編～  
テーマ別動画②

愛知労働局 雇用環境・均等部 指導課

次世代  
法編



改正育児・介護休業法  
次世代育成支援対策推進法のポイント  
～次世代法編～テーマ別動画③

愛知労働局 雇用環境・均等部 指導課

〈配信内容〉

1. テーマ別動画のご案内
2. 令和7年4月1日施行～育児関係編～
3. 令和7年4月1日施行～介護関係編～
4. 令和7年4月1日施行～次世代法編～
5. 令和7年10月1日施行～柔軟な働き方編～

改正育児・介護休業法の  
ポイント  
～令和7年10月1日施行  
柔軟な働き方編～  
テーマ別動画④

愛知労働局 雇用環境・均等部 指導課

柔軟な  
働き方編

動画はこちらから！



この他にも随時情報を掲載します。  
ぜひご覧ください！

チャンネル登録をお願いします！

**【タイトル】**

改正育児・介護休業法及び次世代育成支援対策推進法に関する解説動画を作成しました！

**【記事】**

育児・介護休業法及び次世代育成支援対策推進法の改正に伴い、事業主のみなさまに改正内容への理解を深め、適切に対応していただくため、テーマ別動画を作成しました。10分程度の動画となっておりますので、ぜひご活用ください。

また、この他にも随時情報を掲載してまいりますので、ぜひご覧ください。

動画はこちらから



**【担当部署】**

愛知労働局 雇用環境・均等部 指導課

電話 052-857-0312

# 委託状況届の提出をお願いします。

## 提出期間は、4月1日～30日です。

家内労働者へ内職等の仕事を委託している事業主は、家内労働法による「委託者」になりますので、「委託状況届」の提出が必要です。

この届は、毎年4月1日現在の家内労働者の現況について、**4月1日から30日まで**の間に所轄労働基準監督署を経由して労働局に届け出るものです。

届出用紙は、愛知労働局のホームページからダウンロードできます。最寄りの労働基準監督署でも入手可能です。

**愛知労働局HP** 最低賃金・家内労働関係

パンフレット・リーフレット・様式は**こちら**



詳しくは、愛知労働局労働基準部賃金課又は最寄りの労働基準監督署にお尋ねください。

### 「委託状況届」は電子申請も可能です。

e-Gov 電子申請 > [手続検索] > [手続名称から探す]に「委託状況届」と入力・検索してください。あらかじめ電子署名(電子証明書)の御用意をお願いします。

なお、e-Gov に G ビズ ID でログインして電子申請を行う場合は、申請に必要な電子署名を省略することができます。電子申請をぜひ、御利用ください。

電子申請の詳細については、下記ホームページをご参照下さい。

e-Gov 電子申請
<a href="https://shinsei.e-gov.go.jp/">https://shinsei.e-gov.go.jp/</a>
☎ 050-3786-2225


G ビズ ID
<a href="https://gbiz-id.go.jp/top/">https://gbiz-id.go.jp/top/</a>
☎ 0570-023-797


(お問い合わせ先) 名古屋市中区三の丸二丁目5番1号 名古屋合同庁舎第2号館4階

愛知労働局労働基準部賃金課 ☎460-8507 ☎(052)972-0258

令和7年度 愛知県下各協会合同開催事業 開催予定表 (当協会も主催機関です)

種別	講習会名	URL	4月	5月	6月	会費(単位:円)		会場
						会員	非会員	
労働法令総合講座	1. 労働実務基礎講習(半日)	<a href="https://www.meihokurouki.or.jp/course/total/a01">https://www.meihokurouki.or.jp/course/total/a01</a>	9	8	10	無料		名北労働基準協会 他
	2. 労働実務総合研修(1日)	<a href="https://www.meihokurouki.or.jp/course/total/a02">https://www.meihokurouki.or.jp/course/total/a02</a>	15		18	10,000	13,330	名北労働基準協会
	3. 労働実務専門講座(4日間)	<a href="https://www.meihokurouki.or.jp/course/total/a03/a01">https://www.meihokurouki.or.jp/course/total/a03/a01</a>			11 25	全日 36,700	全日 44,500	名北労働基準協会
	4. 建設業雇用管理者研修(1日)	<a href="https://www.meihokurouki.or.jp/course/total/a08">https://www.meihokurouki.or.jp/course/total/a08</a>				無料		名北労働基準協会 他
労働問題セミナー	1. 労働問題総合対策セミナー	<a href="https://www.meihokurouki.or.jp/course/labor/b02">https://www.meihokurouki.or.jp/course/labor/b02</a>				無料		岡谷鋼機名古屋公会堂
	2. 2024年問題対応セミナー	<a href="https://www.meihokurouki.or.jp/course/labor/b14">https://www.meihokurouki.or.jp/course/labor/b14</a>		14	16	無料		名北労働基準協会
安全衛生	1. 携帯丸のこ等取扱作業従事者教育	<a href="https://www.meihokurouki.or.jp/course/safety/c32">https://www.meihokurouki.or.jp/course/safety/c32</a>				7,300	8,900	名古屋市工業研究所
	2. 振動工具取扱作業安全衛生教育	<a href="https://www.meihokurouki.or.jp/course/safety/c35">https://www.meihokurouki.or.jp/course/safety/c35</a>				7,300	8,900	名古屋市工業研究所
	3. 騒音障害防止対策管理者労働衛生教育	<a href="https://www.meihokurouki.or.jp/course/safety/c31">https://www.meihokurouki.or.jp/course/safety/c31</a>				8,690	11,990	あいち産業科学技術総合センター
	4. 名古屋・尾張労働災害防止大会	<a href="https://www.meihokurouki.or.jp/course/other/f03">https://www.meihokurouki.or.jp/course/other/f03</a>				無料(資料1000円)		ウインクあいち
社員教育	1. 管理能力向上研修	<a href="https://www.meihokurouki.or.jp/course/employee/d02">https://www.meihokurouki.or.jp/course/employee/d02</a>			23	6,000	7,000	名北労働基準協会
	2. メンタルヘルスマネジメント研修	<a href="https://www.meihokurouki.or.jp/course/employee/d05">https://www.meihokurouki.or.jp/course/employee/d05</a>				6,000	7,000	名北労働基準協会
	3. 人事考課者研修	<a href="https://www.meihokurouki.or.jp/course/employee/d03">https://www.meihokurouki.or.jp/course/employee/d03</a>		19		6,000	7,000	名北労働基準協会
	4. ハラスメント防止研修	<a href="https://www.meihokurouki.or.jp/course/employee/d11">https://www.meihokurouki.or.jp/course/employee/d11</a>		27	24	6,000	7,000	名北労働基準協会
	5. ハラスメント相談担当者研修	<a href="https://www.meihokurouki.or.jp/course/employee/d12">https://www.meihokurouki.or.jp/course/employee/d12</a>				6,000	7,000	名北労働基準協会
	6. アンガーマネジメント研修	<a href="https://www.meihokurouki.or.jp/course/employee/d12-2">https://www.meihokurouki.or.jp/course/employee/d12-2</a>		28		6,000	7,000	名北労働基準協会
	7. アサーティブ研修	<a href="https://www.meihokurouki.or.jp/course/employee/d12-2-2">https://www.meihokurouki.or.jp/course/employee/d12-2-2</a>				6,000	7,000	名北労働基準協会

## 労災保険にかかる腰痛(災害性)の取り扱いについて

腰痛については、人間である以上誰しもがその生涯において一度は経験するとさえいわれているくらい多く発生をみている疾病であり、労働の場でも日常生活においても頻繁に発症するものです。

厚生労働省では、労災補償の対象と認定するための要件(認定基準)を定めています。

### 【災害性の原因による腰痛】

負傷などによる腰痛で、次の①、②の要件をいずれも満たす必要があります。

①腰の負傷またはその負傷の原因となった急激な力の作用が、工作中的の突発的な出来事によって生じたと明らかに認められること

②腰に作用した力が腰痛を発症させ、または腰痛の既往症・基礎疾患を著しく悪化させたと医学的に認められること

腰に受けた外傷によって生じる腰痛のほか、外傷はないものの突発的で急激な強い力が原因となって筋肉等(筋、筋膜、靭帯など)が損傷して生じた腰痛も含まれます。

具体例として (1) 重量物の運搬作業中に転倒した場合 (2) 重量物を2人で担いで運搬する最中にそのうちの1人が滑って肩から荷を外した場合 (3) 持ち上げる重量物が予想に反して重かったり、逆に軽かったりした場合 (4) 不適切な姿勢で重量物を持ち上げた場合があげられます。

### 【注意していただきたい傷病名】

まず、「ぎっくり腰」(病名「急性腰痛症」)については、日常生活と労働の場及び腰部に作用した力の程度にかかわらず、いわば無差別に発症することから、一般に労働との関連は薄いとされています。しかしながら、労働に際して腰部に通常の連続動作と異なる内的な力が作用したことが医学的にもあり得るとされているため、腰部に対する急激な力の作用が、業務遂行中に突発的な出来事として生じたことが明らかに認められるものについては、業務上の疾病として取り扱うこととなります。但し、基礎疾患等が関連する場合には、その疾患等の影響も考えられるので、これらを調査して判断することとなります。

他には、腰椎分離症、すべり症及び椎間板ヘルニアについては労働の積み重ねによって発症する可能性は極めて少ないといわれています。

しかし、椎間板ヘルニア等の既往症または基礎疾患のある労働者が、仕事により、その疾病が再発したり重症化したりした場合には、その前の状態に回復させ

るための治療に限り労災補償の対象となります。

また、腰痛は加齢による骨の変化によって発症することが多いことから、このような加齢が原因の場合は労災補償の対象とならないため注意する必要があります。

#### 【最後に】

腰痛を起こす要因は多種多様であるため、症状の内容及び経過、負傷又は作用した力の程度、取り扱い重量物の形状、重量、作業姿勢持続時間、回数等、また、被災者の性別、年齢、体格、素因、基礎疾患、さらに、腰部に負荷のかかる作業従事歴及び従事期間等の客観的条件等を総合的に調査した上で業務上外の判断を行うこととなります。

請求する上でご不明な点等がございましたら、所轄監督署労災担当にご相談ください。

発生日時	事故の型/起因物	災害発生状況・原因
R7.1.20. 2025 14:30	その他の転倒 ローダー	資材置き場で、ショベルローダのバケットに改良土を積み込んだ後、後退し、トラックに積み込むため前進しようとしたところ、ショベルローダーが前輪を中心に前に倒れ、被災者は運転席(高さ約2m)から転落した。
	事業場 規模 9名以下	業種 土木工事業 60代 その他の運転手 経 験 30年



岡崎労働基準監督署西尾支署管内労働災害発生状況

(令和7年2月末現在・旧年発生分)

業種	7年2月 受付件数	6年 発生件数	5年 同期	業種	7年2月 受付件数	6年 発生件数	5年 同期
<b>小計</b>	3	73	51	土石採取業			
製 造 業	食品製造業	10	11	建設業		20	10
	繊維工業・繊維製品製造業	7	2	道路旅客運送業			1
	木材木製品・木製家具製造業			道路貨物運送業		11	12
	紙加工品製造業・印刷製本業			陸上貨物取扱業			2
	化学工業	9	5	商業		24	28
	窯業・土石製品製造業	3	1	金融・広告業		1	
	鉄鋼業・非鉄金属製造業	1	9	保健衛生業	1	20	16
	金属製品、金属家具製造業		7	接客娯楽業	1	7	10
	一般機械器具製造業		3	清掃業		5	6
	電気機械器具製造業			ビルメンテナンス業			
	輸送用機械器具製造業	2	22	その他の事業		12	12
	その他の製造業		3	1	<b>合計</b>	5	173

( )内は死亡者数を外数で表す。

# 令和6年 西尾支署業種別労働災害発生状況

令和7年2月末現在

業 種		年 別		増 減			
		令和6年	令和5年	増減数	増減率		
		死傷	死亡	死傷	死亡		
製 造 業		73		51		+22	+43.1%
製 造 業	食 料 品 製 造 業	10		11		-1	-9.1%
	織 維 工 業	6		1		+5	+500.0%
	鉄 鋼 業	7		7		0	0.0%
	金 属 製 品	6		4		+2	+50.0%
	一 般 機 械 器 具	3		6		-3	-50.0%
	輸 送 機 械 製 造	22		12		+10	+83.3%
	上 記 以 外 の 製 造 業	19		10		+9	+90.0%
建 設 業		20		10		+10	+100.0%
建 設 業	土 木 工 事 業	7				+7	-
	建 築 工 事 業	10		6		+4	+66.7%
	そ の 他 の 建 設 業	3		4		-1	-25.0%
陸 上 貨 物 運 送 事 業		11		14		-3	-21.4%
小 売 業		21		23		-2	-8.7%
小 売 業	新 聞 販 売	3		3		0	0.0%
	そ の 他 の 小 売 業	18		20		-2	-10.0%
通 信 業		3				+3	-
社 会 福 祉 施 設		15		14		+1	+7.1%
飲 食 店		4		8		-4	-50.0%
清 掃 ・ と 畜 業		5		6		-1	-16.7%
上 記 以 外 の 事 業		21		22		-1	-4.5%
合 計		173	0	148	0	+25	+16.9%

死亡者数は内数